

神戸市立学校施設目的外使用規則及び神戸市立神出自然教育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月22日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第5号

神戸市立学校施設目的外使用規則及び神戸市立神出自然教育園条例施行規則の一部を改正する規則

(神戸市立学校施設目的外使用規則の一部改正)

第1条 神戸市立学校施設目的外使用規則(昭和42年10月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用許可の申請) 第9条 学校施設を目的外に使用しようとする者は、使用前3日までに、 <u>第1号から第7号までに掲げる事項を記載した神戸市立学校施設目的外使用許可申請書</u> (以下「申請書」という。)を当該校園長の副申を得て教育長に提出し、その許可を受けなければならない。	(使用許可の申請) 第9条 学校施設を目的外に使用しようとする者は、使用前3日までに、 <u>様式第1号による神戸市立学校施設目的外使用許可申請書</u> (以下「申請書」という。)を当該校園長の副申を得て教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の住所、職業又は団体名、氏名（代表者）及び電話番号
- (2) 使用学校園
- (3) 行事名及び使用目的
- (4) 使用中の責任者
- (5) 使用日時
- (6) 使用施設、特別設備及び使用物件
- (7) 参集人員
- (8) 使用料免除申請

2 [略]

(使用の許否)

第10条 教育長は、前条の申請に基づき使用の許否を決定したときは、申請者に対し、神戸市立学校施設目的外使用許可書（以下「許可書」という。）によりその結果を通知するものとする。

2 教育長は、許可書の交付と同時に、神戸市立学校施設目的外許可通知書兼使用状況報告書を当該校園長に送付してその内容を通知するものとする。

(使用状況報告)

第15条 校園長は、学校施設の目的外使用後直ちに神戸市立学校施設目的外使用状況報告書を教育長に送付し

2 [略]

(使用の許否)

第10条 教育長は、前条の申請に基づき使用の許否を決定したときは、申請者に対し、様式第2号による神戸市立学校施設目的外使用許可書（以下「許可書」という。）によりその結果を通知するものとする。

2 教育長は、許可書の交付と同時に、様式第3号による神戸市立学校施設目的外許可通知書兼使用状況報告書に所要事項を記入のうえ、これを当該校園長に送付してその内容を通知するものとする。

(使用状況報告)

第15条 校園長は、学校施設の目的外使用後直ちに様式第4号による神戸市立学校施設目的外使用状況報告書に所要事項を記入のうえ、これを教

て学校施設の使用状況を報告するものとする。

育長に送付して学校施設の使用状況を報告するものとする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

(神戸市立神出自然教育園条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市立神出自然教育園条例施行規則(昭和51年4月教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 自然教育園を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>第1号から第5号までに掲げる事項を記載した使用許可申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申請者の住所、団体名、氏名</u> <u>(代表者)及び電話番号</u></p> <p><u>(2) 使用目的及び活動内容</u></p> <p><u>(3) 使用日時</u></p> <p><u>(4) 使用人員</u></p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 自然教育園を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用許可申請書<u>(様式第1号)</u>を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。</p>

<p>(5) <u>使用中の責任者</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 教育長は、自然教育園の使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 教育長は、自然教育園の使用を許可したときは、使用許可書<u>(様式第2号)</u>を申請者に交付する。</p> <p>2 [略]</p>
---	---

様式第1号から様式第2号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。